

火山調査研究推進本部会議運営要領（案）

令和 6 年 4 月 8 日  
火山調査研究推進本部

（招集）

第 1 条 火山調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）は、活動火山対策特別措置法第 3 1 条に規定する火山調査研究推進本部の事務の遂行に必要と認めるときは、本部長及び火山調査研究推進本部員から構成される火山調査研究推進本部会議（以下「本部会議」という。）を招集することができる。

（常時出席者）

第 2 条 本部会議の開催に当たっては、次の者に常時出席を求めるものとする。  
国土地理院長  
気象庁長官

（意見の聴取等）

第 3 条 本部長は、本部会議に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。  
2 政策委員会及び火山調査委員会の委員長は、本部会議に出席し、意見を述べることができる。

（本部会議の公開等）

第 4 条 本部会議は、原則として公開とする。ただし、本部長が必要と認めた場合には、全部又は一部の議事を非公開とすることができる。  
2 本部会議の会議資料及び議事要旨を公開する。ただし、本部長が必要と認めた場合には、非公開とした議事に係る会議資料及び議事要旨については、非公開とすることができる。